

新型コロナウイルス感染症対策における施設の臨時休館等について

感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、下記のとおり決定した。

記

1 次の施設は、4月12日（日）まで臨時休館とする。

- (1) 学習等供用施設
- (2) コミュニティ会館
- (3) 菅生交流会館

2 次の施設は、4月12日（日）まで臨時休館とし、受付業務、問い合わせ対応のみ行う。

- (1) 五日市地域交流センター
- (2) 五日市会館

3 次の施設は、4月12日（日）まで臨時休館とし、受付業務、問い合わせ対応のみ行う。

- (1) 秋川キララホール 午前9時から午後6時まで
- (2) あきる野ルピア（3階、4階） 午前9時から午後6時まで

4 次の施設は、4月12日（日）まで臨時休場とする。

- (1) 総合グラウンド
- (2) 市民球場
- (3) 秋川グリーンスポーツ公園
- (4) 山田グラウンド（受付、問い合わせ対応は行う。）
- (5) 市民運動広場
- (6) 油平クラブハウス
- (7) 草花公園クラブハウス
- (8) 小峰グラウンドソフトボール場
- (9) 小宮ふるさと自然体験学校（校庭）
- (10) 戸倉グラウンド
- (11) 草花ゲートボール場

5 次の施設は、4月12日（日）まで申請に基づく許可を行わないこととする。

- (1) 市立公園（行為許可申請に基づく許可分）
- (2) 五日市ファインプラザ防災多目的広場（使用申請に基づく許可分）